

7 国立公園における行為の許可・届出制度

●担当課
みどり自然課
自然ふれあい担当
(電話048-830-3156)

目的

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること及び生物多様性の確保に寄与することを目的とする。

制度概要

秩父多摩甲斐国立公園内においては、次のような開発制度を受ける。

1 特別地域

特別地域内においては、環境大臣又は知事の許可を受けなければ、次の行為をしてはならない。

- ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ② 木竹を伐採すること。
- ③ 木竹を損傷すること。
- ④ 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ⑥ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 など

2 普通地域

普通地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は環境大臣又は知事に届け出なければならない。

- ① 一定基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ② 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ③ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ④ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ⑤ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ⑥ 土地の形状を変更すること。

●事業主体

規制対象行為者

●根拠法令等

自然公園法第20条、第33条

●創設年度

昭和32年度

●制度の留意点

許可・届出の書類の受付は各市町（秩父市、小鹿野町）が行う。国で処理する行為については、奥多摩自然保護官事務所が受付を行う。

■国立公園における行為の許可・届出手続きフロー
※点線は国で処理する行為

